

坂出市地域活性化起業人募集要領

坂出市では人口減少や高齢化進行などの社会情勢の変化等に伴い、空家が増加しており、特に適切に管理されていない空家は、衛生、景観等で様々な面で地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすなど、空家問題の深刻化が懸念されています。

「行政にできることは限界がある」との理念のもと、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりや地域活性化に資することを目的に地域活性化起業人制度を活用して、民間企業からの人材を募集します。

1. 事業概要

本市と三大都市圏内に所在する企業との間で、社員の派遣と市の指定する業務の従事に関する協定を締結したうえで、当該企業の社員（三大都市圏内に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務するものを含む。）を派遣していただきます。派遣された社員は、本市において、そのノウハウや知見等をいかし、次の業務に従事していただきます。

2. 業務内容（予定）

空家等の流通、活用促進、適正管理、発生予防に係る意識啓発などの総合的な対策

(1) 空家総合相談

相続や登記のほか、売買、賃貸などの専門的な相談。

(2) 空家管理事業者紹介

長期不在の空き家等の相談者に対し、外観の点検や家屋の風通し、雨漏りの確認や除草などの管理サービスを行う「空き家管理事業者」を紹介する。

(3) 空家を活かす地域共生マッチング

空家等の多様な使い方を促して、空家の増加を抑制し、潤いのある住生活を実現させるため、空家を活かして地域と共生する事業を行おうとする方から、活用希望の趣旨に賛同した空家提供者とのマッチング。

【活用希望の例】

- ・カフェ、コワーキングスペース
- ・寺子屋、子どもの居場所
- ・地域の寄りあい所、デイケア施設
- ・民泊、社員寮、ゲストハウス、グループホーム、シェアハウス など

(4) 空家等の再生活用の提案

本市が取得した空き家情報をもとに、空き家所有者の売却意向を確認のうえ、民間事業者へ橋渡しを行い、住宅の建替えやリノベーションを推進する取り組み。

(5) 空家に関するセミナー等の開催

空家等に関する相続問題・売買・管理・活用など、空家問題解決のヒントとなるセミ

ナーの開催

(6) その他、空家の発生予防や適正管理に関すること

3. 募集定員

1人

4. 応募要件

次の条件のすべてを満たす社員の派遣が可能な企業等

- (1) 三大都市圏内に所在する企業等に2年以上勤務している方（三大都市圏内に本社機能を有する企業にあつては、支店等からの派遣も可）
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

5. 業務期間

1年以上3年以内

6. 主たる勤務地

坂出市役所総務部危機管理課

勤務時間：原則として8時30分から17時15分（実勤務時間7時間45分）

休憩時間：12時から13時

休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12月29日から翌年1月3日までの日
※勤務日数、時間等については、応相談

7. 受入れ年度

令和6年度（受入れの開始月日は、協議のうえ決定）

8. 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在席派遣（坂出市行政実務研修実施要綱の規定に基づく）

給与等の支給、社会保険料、休暇等については、派遣元企業の規定による

9. 費用負担

社員の派遣・従事等に要する費用として、市が派遣元企業に対し、年額560万円を限度として負担します。（派遣の開始が年度途中の場合は、月割りにより計算することとします。千円未満の端数は切り捨て。）

10. 募集期間

令和5年8月1日から随時募集

11. 申し込み

応募の際には申出書（別添1）、会社の概要がわかる書類（任意様式）、派遣社員の職務経歴書（任意様式）を郵送またはメールでご提出いただきます。提出書類をもとに、派遣元企業のご担当者、派遣予定社員と面談（オンライン可）を行います。

12. 留意事項

地域活性化起業人の要件等の詳細は、「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱（総務省）」に定めるところによります。

13. 提出先および問合せ先

坂出市総務部危機管理課

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

TEL：0877-44-5023 E-mail：kikikanri@city.sakaide.lg.jp